

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月27日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第44号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(子どもに係る受給資格証)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定に基づき資格を認定した者に、子ども医療費受給資格証（第2号様式。以下「受給資格証」という。）を交付する。</p> <p>(子どもに係る助成の申請)</p> <p>第9条 条例第7条第2項に規定する受給資格者が行う申請は、福祉医療費助成申請書（第5号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、受給資格者は、申請書の提出に併せて受給資格証を提示しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(子どもに係る受給資格証)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定に基づき資格を認定した者に、子ども医療費受給資格証（第2号様式。以下「受給資格証」という。）を交付する。<u>ただし、条例第2条第1項第2号に規定する者に係る医療費の助成を受けるための資格の認定についてはこの限りでない。</u></p> <p>(子どもに係る助成の申請)</p> <p>第9条 条例第7条第3項に規定する受給資格者又は12歳以上児対象者が行う申請は、福祉医療費助成申請書（第5号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、受給資格者は、申請書の提出に併せて受給資格証を提示しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p>

(助成決定)

第10条 (略)

2 市長は、前項の決定をしたときは、子ども医療費助成決定通知書(第8号様式)により受給資格者に通知するものとする。

第12条 受給資格者が損害賠償の対象となる行為を受け、又は損害賠償を受けたときは、第三者の行為による届出書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成決定)

第10条 (略)

2 市長は、前項の決定をしたときは、子ども医療費助成決定通知書(第8号様式)により受給資格者又は12歳以上児対象者に通知するものとする。

第12条 受給資格者又は12歳以上児対象者が損害賠償の対象となる行為を受け、又は損害賠償を受けたときは、第三者の行為による届出書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前日に、改正前の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)